

リックソフトデジタルコンテンツ利用規約

1. 規約に関して

- 「リックソフトデジタルコンテンツ利用規約」(以下「本規約」という)は、リックソフト株式会社(以下「当社」という)が提供するデジタルコンテンツの利用に関する規約を定めます。
- デジタルコンテンツを利用するお客様は、当社にデジタルコンテンツをご注文いただいた時点で、本規約に同意いただいたものとみなされます。

2. 定義

- リックソフトデジタルコンテンツとは、リックソフトが作成した以下の書籍の電子媒体の総称を「リックソフトデジタルコンテンツ」といいます。
 - ユーザー向け Jira 入門ガイドブック
 - ユーザー向け Confluence 入門ガイドブック
 - 管理者向け Jira Service Desk 入門ガイドブック

3. 規約の変更・改訂

当社は、お客様からの事前承諾なく、本規約を変更・改訂することがあります。その場合、すでにデジタルコンテンツを購入されているお客様にも変更後の利用規約が適用されます。当該変更・改訂は当社サイト上に変更・改訂後の規約を掲載したときから有効になるものとします。

4. ご注文に関して

- お客様がデジタルコンテンツをご注文する際に、必ず本規約に同意いただいた上でご注文頂きます。当社よりデジタルコンテンツを配布し、お客様がデジタルコンテンツを受領した時点で、契約が成立したものとみなされます。
- デジタルコンテンツのユーザー数もしくはエージェント数は、お客様が保有するライセンスのユーザー数を上限に複製と利用が許諾されます。
- デジタルコンテンツの利用は、お客様保有のライセンスが動作するサーバーにログイン可能なユーザー(以下、「利用対象者」)が対象となります。

4. デジタルコンテンツは、当社もしくは当社のパートナー経由で、Jira シリーズおよび Confluence のライセンスを購入していただいたお客様に販売提供させていただきます。
5. デジタルコンテンツはスターターライセンスに対する販売提供は行っておりません。
6. 保有されているライセンスのユーザー数と異なるユーザー数のデジタルコンテンツを販売提供および利用することはできません。
7. デジタルコンテンツを利用されているお客様の保有ライセンスをユーザー数アップグレードした場合、デジタルコンテンツに対してはユーザー数の差額分を注文いただく必要があります。
ユーザー数ダウングレードをされた場合は、差額分の返金はありません。
8. お客様が保有するライセンスは、RS 標準サポートの有無に関わらないものとします。

5.利用有効期間

1. 当社デジタルコンテンツは、お客様が保有するライセンスが有効状態にある間を利用有効期間とします。

6.使用許諾

1. デジタルコンテンツは契約が成立した時点から使用期間の制限なく、お客様の業務範囲内において使用することを許諾します。ただし、デジタルコンテンツの内容が更改された場合、更改されたデジタルコンテンツを利用したい場合は、再度購入を頂く必要があります。
2. 当社デジタルコンテンツは、当社もしくは当社のパートナーからライセンスをご購入頂いたお客様のみ利用頂くことが出来ます。お客様は、当社より購入したデジタルコンテンツを使用するにあたり、当社、デジタルコンテンツの販売主又は第三者の財産、プライバシー、著作権等の知的財産権及び、その他一切の権利を侵害する行為を行ってはなりません。
3. お客様は、営利・非営利に拘わらず、本サービスの利用により入手したデジタルコンテンツを利用対象者以外に譲渡、レンタル、リース、貸与、再配布又はサブライセンスを行うことは出来ません。

7.責任制限

当社提供のデジタルコンテンツの使用から直接的又は間接的に生じた一切の損害に関して、当社は予見可能性の有無を問わず、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、本規約にて明示的に定める以外の一切の責任を負いません。

8.権利の帰属

デジタルコンテンツ、ダウンロード商品及び本サービスにかかわる著作権、著作隣接権、商標、特許、実用新案、意匠その他一切の知的財産権及びノウハウは、当社及び正当な権利を有する各権利者に帰属するものとします。

9.権利義務の譲渡禁止

お客様は、当社の書面による承諾なしに、本規約に基づく権利義務の一切に関して、第三者に譲渡、移転等の処分又は担保権の設定等を行ってはならないものとします。

10.条項無効

万が一、裁判所によって本規約のいずれかの条項が無効又は違法と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性及び合法性には、なんらの影響や支障が生じるものではありません。

11.準拠法及び管轄裁判所

1. 本規約の履行及び解釈は日本法を準拠法とします。
2. 本規約又は本サービスに関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

12.附則

2014年10月01日制定

2018年07月01日改訂